

○やぶさめの里総合公園の設置及び管理に関する条例

平成17年10月3日条例第173号

やぶさめの里総合公園の設置及び管理に関する条例

(設置及び目的)

第1条 都市との交流、町民のふれあい、健康増進及び福祉の向上を図るため、やぶさめの里総合公園（以下「総合公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 やぶさめの里総合公園
- (2) 位置 肝付町新富5590番地35

(施設)

第3条 総合公園に次に掲げる施設を置く。

- (1) 温泉施設（高山温泉ドーム）
- (2) 宿泊施設（高山やぶさめ館）
- (3) 食堂施設
- (4) 研修施設
- (5) その他公園施設

(事業)

第4条 総合公園においては、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 温泉に関すること。
- (2) 宿泊に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(管理の代行等)

第5条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による町長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に総合公園の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 前条に規定する事業に係る業務
- (2) 総合公園の利用及びその制限に関する業務
- (3) 総合公園の維持管理に関する業務

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が定める業務

(開園期間等)

第6条 総合公園の開園期間は、1月1日から12月31日までとし、開園時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、高山温泉ドームの開館時間は、午前6時30分から午後10時までとし、高山やぶさめ館の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、施設の管理運営上必要があると認めるときは、町長の承認を得て開園時間等を変更することができる。

(利用料金等)

第7条 町長は、総合公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 総合公園を利用する者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 町長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

4 指定管理者は、町長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還し、又は利用料金を減額し、若しくは免除することができる。

5 町長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

(利用の制限等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、総合公園の利用を拒絶し、又は総合公園からの退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者

(4) 施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）を破損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者

(5) 次条の規定に違反した者

(行為の禁止)

第9条 何人も、総合公園内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれがある行為をすること。

(2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。

- (3) 施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- (4) 所定の場所以外の場所へ立ち入り、又は当該場所において喫煙し、飲食し、若しくは火気を使用すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が総合公園の管理上支障があると認める行為(損害の賠償等)

第10条 総合公園内において、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(やぶさめの里総合公園設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 やぶさめの里総合公園設置及び管理に関する条例(平成17年肝付町条例第123号)は、廃止する。
(指定管理者不在等期間における総合公園の管理に関する業務)
- 3 町長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者が不在の場合又は町長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)における第6条、第8条及び第9条第5号の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「町長」とする。
(指定管理者不在等期間の使用料)
- 4 町長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第7条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、総合公園を利用する者から徴収することができる。
- 5 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第7条第4項の基準により全部若しくは一部を返還し、又は減額若しくは免除をすることができる。

附 則 (平成18年3月13日条例第1号)

(施行期日)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月22日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 6 月27日条例第26号）

この条例は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月 7 日条例第 9 号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 9 月29日条例第10号）

この条例は、平成29年11月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

（1） 温泉施設（高山温泉ドーム）利用料金

施設区分	利用区分		料金	備考
浴場	1 回入浴	大人（中学生以上）	公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第 2 条の規定に基づき、鹿児島県知事が指定する価格	
		子供（小学生）		
	1 日入浴	大人（中学生以上）	500円	
		子供（小学生）	300円	
特別浴室	1 室当たり		1,000円	60分以内

（2） 宿泊施設（高山やぶさめ館）利用料金

施設区分	利用区分		料金	備考
和・洋室	大人（中学生以上）	1 部屋 1 人利用	4,500円	
	子供 1 人当たり（4 歳以上小学生以下）			
交流室	1 人当たり		3,000円	
多目的ホール	1 人当たり		2,000円	

1 和・洋室を休憩に利用させる場合、午前10時から午後 3 時までとし、2 時間以内1,000円を徴収

する。

2 休前日、大型連休、夏季、年末年始の期間は、1,000円まで室料割増ができることとする。

(3) 研修施設（高山やぶさめ館）利用料金

施設区分	利用区分	半日	全日	夜間
		8時30分～12時30分又は13時～17時	8時30分～17時	17時～22時
加工体験室		1,100円	2,000円	1,300円
会議室		1,500円	2,700円	2,000円
交流室		2,300円	4,100円	3,000円
多目的ホール	一般	3,400円	6,000円	4,000円
	児童生徒	1,100円	2,000円	1,300円

1 別途ピザ釜を利用する場合、1回につき1,000円を徴収する。

2 営利目的の場合は、10割増しとする。

3 超過料金は、1時間当たり当該料金の3割を徴収する。

4 冷暖房を使用する場合、1時間当たり500円を徴収する。

(4) その他公園施設利用料金

利用区分	単位	料金	備考
物品販売、募金その他これに類する行為	1人1日又は、1平方メートル1日につき	200円	
興行	10平方メートル1日につき	200円	
カート広場	電動カート1回当たり	100円	
RVパーク	1台当たり1泊につき	1,500円	宿泊施設宿泊者については、徴収しない。